第二目　格付の構造

（事業法人等向けエクスポージャーの格付の構造）

第百六十条　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーを各債務者格付及び案件格付に過度に集中することのないよう適切に分布させなければならない。ただし、当該債務者格付に対応するPDの範囲及び当該債務者格付が付与される債務者のデフォルト・リスクが当該範囲に収まることが、十分な実証されたデータにより裏付けられている場合は、この限りでない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて、少なくともデフォルトしていないエクスポージャーについて七以上の債務者格付を、デフォルトしたエクスポージャーについて一以上の債務者格付を設けなければならない。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、各債務者格付の定義を規定するに当たっては、当該債務者格付を付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用する基準を設けなければならない。

4　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、LGDが大きく異なるエクスポージャーに対して同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けなければならない。

5　先進的内部格付手法採用最終指定親会社が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証されたデータに基づくものでなければならない。

6　前各項の規定にかかわらず、特定貸付債権についてスロッティング・クライテリアを利用している内部格付手法採用最終指定親会社は、デフォルトしていない債権について四以上の格付を、デフォルトした債権について一以上の格付を設けなければならない。

（リテール向けエクスポージャーの格付の構造）

第百六十一条　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーをプールに割り当てるに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

一　各プールのPD、LGD及びEADが定量化されていること。

二　各プールのエクスポージャーの数は、プールの単位でのPD、LGD及びEADの定量化及び検証を可能とする程度であること。

三　複数のプールを比較した場合、各プールに割り当てられている債務者及びエクスポージャーが適切であること。

四　エクスポージャーは、一のプールに不当に集中していないこと。

第三目　格付の基準

（格付の基準）

第百六十二条　内部格付手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーに対して格付の体系の中の各格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てるために、明確な格付及びプールの定義、手続及び基準を設けなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業部門、各部署及び地理的位置にかかわらず、同様のリスクを有する債務者及びエクスポージャーに対して一貫して同一の格付を付与し、又は同一のプールに割り当てることを可能とするように、同一の格付及び同一のプールの定義及び基準を十分に詳細に規定しなければならない。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、債務者及びエクスポージャーの種類により異なる格付の基準及びプールへの割当ての基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続を適用する場合は、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更しなければならない。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、独立した機能を有する内部の監査部署その他の第三者が格付の付与を理解し、格付を付与する手続の再現を通して当該格付の付与及びプールへの割当てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びプールの定義及び基準を明確かつ詳細に規定しなければならない。

5　格付の付与及びプールへの割当ての基準は、内部格付手法採用最終指定親会社の信用供与の基準並びに問題の生じた債務者及びエクスポージャーの取扱方針と一貫したものでなければならない。

（情報の利用）

第百六十三条　内部格付手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーに対して債務者格付及び案件格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる場合は、入手可能であり、かつ、重要な関連する最新の情報をすべて考慮に入れなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割当てを、より保守的に行わなければならない。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

（特定貸付債権の取扱い）

第百六十四条　内部格付手法採用最終指定親会社は、特定貸付債権にスロッティング・クライテリアを用いる場合は、当該特定貸付債権に対して、この節に定める最低要件に合致した当該最終指定親会社の基準、格付の体系及び手続に基づき格付を付与しなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、前項に定める格付を第百二十九条第三項及び第五項の表に定める区分に紐付けしなければならない。

（格付の基準と格付付与手続の見直し等）

第百六十五条　内部格付手法採用最終指定親会社は、現在の当該最終指定親会社等の資産全体の構成と外部の状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続が十分に適用可能であるかどうかを判断するために、当該基準及び当該手続を定期的に見直さなければならない。

第四目　債務者格付等の格付付与時の評価対象期間

（格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間）

第百六十六条　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てについて、一年以上にわたる期間を評価の対象としなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一　事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールについてPD及びLGDの推計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用すること。

二　経済状況の悪化又は予期せぬ事態に対する債務者の耐性を反映する特質を適切に考慮すること。

3　前項に定める評価に当たって、内部格付手法採用最終指定親会社は、評価対象期間及び各産業又は地域の景気循環の中で生じうる経済状況を考慮しなければならない。

4　第二項に定める評価に当たって、内部格付手法採用最終指定親会社は、将来の事象及び将来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関する予測情報を保守的に評価しなければならない。

5　第二項に定める評価に当たって、入手可能な将来に関する情報が限定的である場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、より保守的に分析を行わなければならない。